

第14章 都市整備部

1. 都市整備部の主要事業

(1)市道整備事業

地域住民に身近な市道の道路改良、側溝改良、舗装新設・改良、交通安全施設整備を行う。

(2)地域ネットワーク道路整備事業、街路整備事業

各地域の主要路線となる市道の新設・改良、及び都市計画道路の整備を行う。

(3)子どもたちを守る交通安全対策事業

通学路及び未就学児が日常的に移動する経路で、危険が認められる箇所の交通安全対策工事を実施する。

(4)道路施設長寿命化対策事業

松江市道路施設長寿命化修繕計画に基づき、老朽化が進む道路施設の点検、修繕を行い、安全な道路施設の提供と、ライフサイクルコスト低減や維持管理費の平準化を図る。

(5)まちの Re-project 事業

まちなかの空き店舗・空き家などの遊休不動産を活用し、まちに新たな魅力を生み出す「リノベーションまちづくり」を進め、持続可能なまちの再生を目指す。中心市街地エリアビジョンに沿った各ゾーンの現況を調査し、SNSなどを活用してプロモーション強化に取り組む。

(6)新たな土地利用制度の検討事業

「将来のまちのかたち」の考え方である、市域内のバランスのとれた発展の実現に向けて、その手段となる新たな土地利用制度の検討に取り組む。

(7)盛土規制法に基づく盛土災害防止事業

盛土等による災害から市民の生命・身体を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称 盛土規制法)」に基づき、規制区域を指定し、区域内の盛土等の安全性を確認することにより、災害を防止する。

(8)景観計画促進整備事業

美しく個性豊かな松江の景観づくりのため、引き続き市民・事業者・行政の良好な景観づくりに対する意識の向上を図る。また、良好な景観の保全・創造・継承が特に必要な区域(地域)については、住民の合意形成を図ったうえで、住民等との協働によりきめ細かな景観形成基準等を定め、景観計画重点区域に指定していく。

(9)一畑電車利用促進事業

一畑電車沿線地域の住民の交通手段確保のため、一畑電車沿線地域対策協議会に対し負担金を支出する。

(10)新幹線整備推進事業

「山陰新幹線」「中国横断新幹線(伯備新幹線)」の整備実現により、全国高速鉄道ネットワークへの接続を図る。

(11)空港利用促進事業

「出雲縁結び空港」「米子鬼太郎空港」の利用促進を図る。

(12)総合交通体系推進事業

平成28年度に策定した「松江市地域公共交通網形成計画(松江市公共交通体系整備計画[第3次計画])」に基づき、事業を実施するとともに、次期計画の検討を行う。

(13)コミュニティバス運行事業

路線バス・電車が利用できない地域の住民の移動手段確保のため、コミュニティバスを運行する。

(14)通学助成事業

公共交通機関を利用し、小学校、中学校及び高等学校等に通学する松江市在住の児童生徒を対象に、通学定期券購入費を軽減するための補助金を交付する。

(15)バス環境整備事業

バス利用者の乗降時における負担軽減のため、バス停上屋等の整備及びバス停のバリアフリー化を行うとともに、バス停上屋等を設置または修繕する自治会に対し補助金を交付し、待合環境の整備及びバス利用の促進を図る。

(16)住生活基本計画推進事業

本市の住宅政策の指針として、令和4年度に改定した「松江市住生活基本計画」に基づき、住宅・住環境の向上に

に向けた住宅施策を推進する。

(17)大規模建築物耐震化促進事業

緊急輸送道路沿いに建つ大規模建築物に対し、耐震診断、耐震改修に必要な費用の一部を補助し、耐震化を促進する。

(18)住宅総合相談窓口事業

住宅政策課に設置した「住宅総合相談窓口」において、住宅に関する様々なお困りごとを伺い、不動産、建築、解体、福祉分野など関係団体と連携して、課題の解決を図る。

(19)定住促進支援事業

子育て世帯の定住支援として、該当の郊外住宅団地での建物取得に対し、補助及び土地の貸付を行う。

(20)空家等対策事業

松江市空家等対策計画に基づき、空家の発生抑制や適正な管理及び活用の促進、あわせて特定空家等の対策といった視点で空家等対策を総合的かつ計画的に行う。

(21)空家等相談事業

空家等に特化した専門的な相談窓口として設置した「松江市空き家相談センター」において、空家等の所有者が抱える諸問題の解決を図る。

(22)中古木造住宅改修及び除却支援事業

空き家の流通・活用の促進等を目指し、中古木造住宅の改修及び建て替えに対し補助金を交付する。

(23)市営住宅改善事業

既存の市営住宅の適切な管理に向けた改善・改修工事等を計画的に推進する。

(24)安心ハウス家賃対策補助金事業

島根県知事より高齢者向け優良賃貸住宅の認定を受け、かつ本市が定める基準に適合する民間優良賃貸住宅(安心ハウス)に対し、家賃の減額に係る補助を行う。

(25)木造住宅耐震化促進事業

昭和56年5月31日以前に工事着手された木造住宅について、次の耐震化に必要となる費用の一部を補助する。

- ・耐震診断
- ・耐震補強設計
- ・耐震改修工事、建て替えまたは対象建物の解体除却

(26)河川排水路改良事業

治水対策として、河川及び排水路の改良工事を行う。

(27)河川浚渫事業

河床の堆積土及び閉塞物を除去し、河川の健全な流下能力を維持するため、松江市緊急浚渫推進事業計画に基づき、市管理河川の浚渫を行う。

(28)河川管理施設長寿命化事業

老朽化した河川管理施設の延命化と修繕費の平準化を図るため、松江市河川・雨水管理施設長寿命化計画に基づき、排水ポンプ及び排水樋門の改修を行う。

(29)市街地治水対策事業

県と市は、松江市街地治水計画に基づき、国が施行する大橋川改修事業とともに、家屋への浸水被害の軽減・解消を図る。

(30)水辺の利活用促進事業

令和2年3月に国より登録を受けた「宍道湖・大橋川かわまちづくり計画」に基づき、水辺の回遊性向上や、民間事業者による水辺での経済活動の促進を図るため、ミズベリング松江協議会による水辺の利活用の支援や、社会実験の実施に取り組む。

(31)白潟地区都市構造再編集中支援事業

既存ストックと水辺空間の活用、まちあるきの推進、水辺と調和したまちなみの形成を図るため、令和2年度からの5年を第1期として、交流拠点整備、電線類の地中化、歩行空間の整備、住宅修景支援、景観照明の整備、公共空間

を活用した社会実験などの各種事業を行う。

(32)地籍調査事業

忌部地区、朝酌地区、本庄地区、大野地区、生馬地区、持田地区、古志原地区、古江地区、美保関地区の地籍調査を行う。

(33)子どもたちが遊びたくなる公園づくり事業

「子どもの生活に直結した安心安全なまちづくり」に向け、いつでも安心・安全に利用できる公園とするため、公園の遊具等の修繕や除草業務を密に行う。

(34)松江湖畔公園(千鳥南公園)再整備事業

市街地の水辺を生かしたまちづくりを推進するため「かわまちづくり計画」と連携し、利用される市民や観光客の利便性、快適性の向上を目的とした松江湖畔公園(千鳥南公園)の再整備を行う。

2. 道路

(建設総務課)

(1)国道・県道の現況

(令和5年4月1日現在)

区 分	路線数	道路延長		道路舗装率(%)	
		総数(km)	舗装数(km)		
総 数	42	369.1	359.1	97.3	
国 道	国交省管理	2	48.4	48.4	100.0
	県管理(※)	3	66.2	66.2	100.0
県 道(※)	37	254.5	244.5	96.1	

※国道(県管理)及び県道は、令和4年4月1日現在の数値

(2)市道の現況

(令和5年4月1日現在)

区 分	実延長(m)	舗装済延長(m)	舗装率(%)	路線数(本)
1 級 路 線	167,684	167,546	99.9	60
2 級 路 線	229,041	219,391	95.8	154
小 計	396,725	386,937	97.5	214
そ の 他 市 道	1,610,804	1,393,679	86.5	6,801
合 計	2,007,529	1,780,616	88.7	7,015

(3)橋りょうの現況

(令和5年4月1日現在)

道 路 別	総 数		永 久 橋		木 橋		
	橋数(橋)	橋長(m)	橋数(橋)	橋長(m)	橋数(橋)	橋長(m)	
総 数	1,642	29,826	1,602	29,511	40	315	
国 道	国交省管理	117	6,627	117	6,627	0	0
	県管理(※)	88	3,870	88	3,870	0	0
県 道(※)	180	5,205	175	5,178	5	27	
市 道	1,257	14,124	1,222	13,836	35	288	

※国道(県管理)及び県道は、令和4年4月1日現在の数値

(4) 松江市自転車等駐車場の概要

名 称	位 置	開設年月	収容台数(台)				駐輪機の構造	有料無料の別
			自転車	原動機付自転車	自動二輪	計		
JR松江駅西駐輪場	JR松江駅西側高架下	平成8年4月	699	36	10	745	立体式	有料
JR松江駅東駐輪場	JR松江駅東側高架下	平成9年1月	1,310	48	10	1,368	立体式	有料
JR乃木駅前駐輪場	JR乃木駅前	平成6年10月 (平成29年9月改修)	497	9	0	506	平面式	無料
JR東松江駅前駐輪場	JR東松江駅前	平成20年4月	42				平面式	無料
JR玉造温泉駅前駐輪場	JR玉造温泉駅前	平成20年3月 (平成26年3月改修)	49				平面式	無料
JR来待駅前駐輪場	JR来待駅前	平成15年1月	90				平面式	無料
JR宍道駅前駐輪場	JR宍道駅前	昭和62年1月 (平成24年6月増設)	390				平面式	無料
揖屋ふれあい広場西広場駐輪場	JR揖屋駅前	平成6年4月	192				平面式	無料
松江しんじ湖温泉駅駐輪場	一畑電車 松江しんじ湖温泉駅前	平成17年1月	500				立体式	無料

(5) 松江駅自転車等駐車場の利用状況(令和4年度)

区 分	松江駅西駐輪場		松江駅東駐輪場		合計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
一時駐車(1時間未満)	12,490	0	2,365	0	14,855	0
普通駐車(1日1回)	20,446	3,214,620	6,229	974,950	26,675	4,189,570
定期駐車(1ヵ月、3ヵ月)	1,535	1,927,707	1,584	786,549	3,119	2,714,256
合計	34,471	5,142,327	10,178	1,761,499	44,649	6,903,826

3. 都市計画

(都市政策課)

(1) 都市計画区域の現況

(令和5年4月1日現在)

	行政区域	松江圏都市計画区域			宍道都市計画区域		
		市街化区域 (用途地域)	市街化調整区域 (用途地域外)	区域計	用途地域	用途地域外	区域計
面積(ha)	57,299	3,293	14,552	17,845	237	1,763	2,000
人口(人)	196,748	129,392	32,876	162,268	4,529	2,629	7,158

(2) 地域地区

① 用途地域

地 域 名	容積率 (%以下)	建ぺい率 (%以下)	松江圏都市計画区域		宍道都市計画区域	
			面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
第1種低層住居専用地域	100	50.60	約 513	15.6	—	—
第2種低層住居専用地域	—	—	—	—	—	—
第1種中高層住居専用地域	200	60	約 460	14.0	約 58	24.5
第2種中高層住居専用地域	200	60	約 266	8.1	—	—
第 1 種 住 居 地 域	200	60	約 835	25.4	約 64	27.1
第 2 種 住 居 地 域	200	60	約 374	11.3	約 10	4.2
準 住 居 地 域	—	—	—	—	—	—
田 園 住 居 地 域	—	—	—	—	—	—
近 隣 商 業 地 域	200	80	約 104	3.2	約 13	5.5
商 業 地 域	200,300,400 500,600	80	約 245	7.4	約 6.5	2.7
準 工 業 地 域	200	60	約 258	7.8	約 69	29.2
工 業 地 域	200	60	約 175	5.3	約 16	6.8
工 業 専 用 地 域	200	60	約 63	1.9	—	—
計			約 3,293	100.0	約 237	100.0

② 特別用途地区

種 類	面 積(ha)		規 制 内 容	最 終 決 定 年 月 日
	松江圏都市 計画区域	宍道都市計 画区域		
観光地区	約10.4	—	観光地区に相応しくない用途を制限する。 (平成26年4月1日 改正施行)	昭和40年1月14日
大規模 集客施設 制限地区	約258	約69	〈建築してはならない建築物〉 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店 舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券販売 所、場外車券売場、その他これらに類するもの で、床面積の合計が1万㎡を超えるもの。	令和3年9月28日

③ 準防火地域※

最終決定	
面積(ha)	決定年月日
約232.5	昭和49年8月1日

※松江圏都市計画区域のみ

④ 駐車場整備地区※

最終決定		駐車場整備計画 策定年月	駐車施設附置義務 条例制定年月日
面積(ha)	決定年月日		
約305.0	平成9年10月21日	平成9年10月22日	平成17年3月31日

※松江圏都市計画区域のみ

本市では、「伝統美観保存条例」(昭和48年)や「都市景観条例」(平成6年)などの自主条例により、松江城周辺の歴史的景観の保存に努めるとともに、宍道湖周辺は、平成3年に制定された県の「ふるさと島根の景観づくり条例」に基づき、良好な景観の保全に努めてきた。

平成16年に、景観に関する初めての法律「景観法」が制定され、本市はより積極的な景観行政に取り組むため、平成17年5月に景観行政団体となり、総合的な指針となる「松江市景観計画」(平成19年3月)を策定するとともに、これまでの条例を踏襲する形で「松江市景観条例」(平成19年4月1日施行)を制定した。

「松江市景観計画」では、市全域を「松江市景観計画区域」、さらに松江城周辺や宍道湖周辺については「景観計画重点区域」としてそれぞれ指定し、その地域の特性に応じた基準を策定し、良好な景観の保全、創造、継承を図っていくこととした。今後は、市民・事業者・行政の良好な景観づくりに対する意識の向上を図るとともに、住民の合意形成を図りながら、「景観計画重点区域」を追加していく。

また、屋外広告物が良好な景観形成に重要な役割を担っていることから、平成21年4月1日に松江市屋外広告物条例を施行し、あわせて取組を進めていく。

【景観計画のイメージ】

松江市景観計画区域

景観形成上影響が大きい大規模な建築物や工作物の建設行為などに対し、ゆるやかな規制・誘導を行う区域(松江市全域)

【景観計画重点区域】

※きめ細やかな景観形成基準を設け、重点的に景観形成を図る区域

伝統美観保存区域

松江城周辺など良好な伝統的景観(伝統美観)を有する区域

宍道湖景観形成区域

宍道湖景観の保全を図るべき宍道湖周辺の区域

北堀町景観形成区域

清光院下景観形成区域

北殿町惣門橋通り景観形成区域

石橋一区景観形成区域

内中原町景観形成区域

城下町の面影や歴史的風情を保全すべき区域

※景観計画に追加する区域

きめ細やかな景観形成が必要な区域が確認された場合、地元との協議等を行いながら、随時追加。

(1) 概要

一畑電車は本市と出雲市を宍道湖北岸で結ぶ貴重な公共交通機関であり、本市と出雲大社などの観光資源を繋ぐ重要な観光ルートとしての役割も担っている。

この一畑電車に対しては、本市と出雲市に島根県を加え、「一畑電車沿線地域対策協議会」(事務局 島根県:以下、「沿対協」という。)を設置し、各種の支援を行っている。

しかしながら、一畑電車は厳しい経営状況にあるため、平成 14 年度に経営検討委員会を立ち上げ、一畑電車及び沿線公共交通確保のあり方に関する提言を平成 15 年 11 月に受けた。

この提言を踏まえ、平成 17 年度に構成員である2市と島根県から職員を事務局に派遣し、新たな支援制度策定に向けた検討を重ね、平成 18 年から平成 22 年の5年間、安全対策を基本とした欠損補助に代わる新支援制度(インフラ所有権を移転しない上下分離方式)を実施した。

また、平成 22 年度に策定した支援計画(平成 23 年度～令和 2 年度)により、老朽化した鉄道施設のうち、特に緊急性を要する施設について、10 年間で集中的に更新を行い、緊急性を要する施設更新はおおむね終了した。

令和 2 年度には、長寿命化・長サイクル化の観点から、令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間、鉄道車両等の更新を含む新支援計画を策定した。

(2) これまでの主な支援策

- 一畑電車が行う各種利用促進策に対する補助

例) 通勤定期割引、シルバー切符助成(高齢者が対象で、一日乗り放題キップ)等

- 鉄道施設の近代化、安全確保、維持補修に関する事業への補助

・沿対協構成員の負担割合

島根県 1/2 松江市 1/2 ×35% 出雲市 1/2 ×65% (松江市:出雲市=35:65)

(3) 一畑電車の輸送人員の推移

(単位:人)

年 度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
定期外	668,976	640,793	609,973	628,653	611,618	634,198	311,174	368,445	547,960
定 期	756,054	755,812	779,352	809,562	827,158	815,148	690,984	731,066	714,262
通勤定期	245,580	257,708	275,700	284,836	294,120	269,048	265,490	269,048	249,634
通学定期	510,232	521,644	533,862	542,322	521,028	421,936	465,576	421,936	464,628
合 計	1,425,030	1,396,605	1,389,325	1,438,215	1,438,776	1,449,346	1,002,158	1,099,511	1,262,222

(4) 一畑電車利用促進事業

一畑電車沿線地域の住民の交通手段確保のため一畑電車沿線地域対策協議会に対し負担金を支出する。

(1) 松江市住生活基本計画(計画期間:2023～2032年度)

本計画は、本市の住宅政策を計画的に推進するための指針となるもので、今後はこの計画の施策体系に基づき、若者から高齢者まで「だれもが安心して暮らし続けられる住まいづくり」の実現を目指していく。

【施策体系】

- ①「居住者の視点」…だれもが安心して暮らし続けることができる住生活の実現
- (1)高齢者が安心して暮らせる 住まいの確保
 - (2)障がい者が安心して暮らせる 住まいの確保
 - (3)住宅セーフティネットの整備
- ②「住宅ストックの視点」…良質な住宅ストックの形成と既存住宅の適正管理・有効活用の推進
- (1)良質な住宅ストックの形成
 - (2)空き家の適切な管理・予防・活用
 - (3)分譲マンションの適正管理
- ③「居住環境の視点」…安全で住みやすい住環境の形成
- (1)災害に強い住環境の形成
 - (2)こどもを産み育てやすい 住環境の確保
 - (3)地域コミュニティの維持
 - (4)日常生活の利便性の維持・向上
 - (5)住宅地のまちなみの形成
- ④「情報共有の視点」…だれにも伝わる情報発信の推進
- (1)様々な手法による住生活情報の発信

(2) 公営住宅設置状況

(令和5年4月1日現在)

住宅名	所在地	総戸数	構造	竣工年度	備考
下の原住宅	大庭町	20	簡平屋	S37	
井出平住宅	山代町	108	簡平屋、簡2階	S38～S40	
魚瀬住宅、魚瀬第2住宅	魚瀬町	30	簡2階	S39	
客ノ尾住宅	薦津町	35	簡平屋	S41	
古志原アパート(1～11号棟)	古志原四丁目	242	耐火4F・耐火5F(11号棟)	S41～S46	身障者向2戸
東朝日町アパート(1号棟) 東朝日町アパート(2号棟)	東朝日町	55	耐火4F	S46 S44	
宝谷住宅	山代町	41	簡平屋	S46	
宝谷アパート(1・2号棟) 宝谷アパート(3～10号棟)	山代町	240	耐火4F	S47 S51～S52	身障者向2戸
西尾町アパート(1・2号棟)	西尾町	48	耐火4F	S47	
中曽根アパート(1～5号棟)	山代町	120	耐火4F	S48～S49	
矢田アパート(1～4号棟)	矢田町	120	耐火4F	S49～S50	
宮の沖アパート	東朝日町	24	耐火4F	S50	身障者向2戸
福原住宅	福原町	16	簡2階	S51	
松尾アパート(1号棟) 松尾アパート(2号棟)	栄町	32	耐火4F	S52 S63	
比津が丘アパート(1～4号棟)	比津が丘二丁目	96	耐火4F	S53	身障者向2戸

住宅名	所在地	総戸数	構造	竣工年度	備考
菅田アパート	菅田町	16	耐火4F	S55	
竹崎アパート(1～3号棟)	西持田町	96	耐火4F	S54	身障者向2戸
富原アパート	古志原五丁目	16	耐火4F	S55	
旭が丘アパート(1・2号棟)	古志原三丁目	40	耐火5F	S55	
来美アパート(1～4号棟)	山代町	96	耐火4F	S56～S57	身障者向4戸
大庭アパート(1・2号棟) 大庭アパート(3～5号棟)	山代町 大庭町	112	耐火4F	S58 S61	
長者原アパート(1～3号棟)	大庭町	60	耐火5F(1号棟)・ 耐火4F	S59	
宇賀アパート(1～4号棟)	上乃木一丁目	56	耐火4F	S63～H1	
緑が丘アパート	西津田六丁目	16	耐火4F	H3	
椎の木ビレッジ(1～9号棟)	浜佐田町	105	耐火3F	H7～H9	身障者向4戸
わかばアパート(1・2号棟)	古志原五丁目	33	耐火3F	H8	
小浜アパート(1号棟) 小浜アパート(2号棟)	東朝日町	46	耐火11F 耐火6F	H13 H11	身障者向4戸
寺町プラザ	寺町	20	耐火8F(4F～8F)	H13	身障者向4戸・民間借上げ
西の原アパート(1・2号棟)	上乃木四丁目	48	耐火2F・耐火3F	H16～H17	身障者向3戸
ウイステリア天神	天神町	20	耐火7F(3F～6F)	H17	身障者向4戸・民間借上げ
小金町住宅(1～5班) 小金町住宅(6～9班)	玉湯町林	64	木造平屋・木造2F 簡2階	H10～H13 S54～S56	
横町団地(1・2号棟)	宍道町宍道	24	耐火3F	S58～S59	
池田団地(A・B棟)	宍道町東来待	8	木造2F	H5～H6	
宍道町緑が丘住宅	宍道町佐々布	12	耐火3F	H13	
萩田団地(第1・第2住宅)	宍道町佐々布	12	耐火2F	H16～H17	
磯近住宅	東出雲町下意東	10	簡2階	S50	
湯田住宅	東出雲町下意東	10	簡2階	S53	
町後住宅	東出雲町下意東	31	簡2階	S53～S55	
町西住宅	東出雲町出雲郷	24	耐火4F	S58	
中津住宅	東出雲町揖屋	18	耐火3F	H3	
奥中津住宅	東出雲町揖屋	12	耐火3F	H7	
南廻山住宅	東出雲町揖屋	8	木造平屋	H23	
南廻山団地	東出雲町揖屋	8	木造2F	H22	
川原住宅	八雲町東岩坂	4	木造平屋	S42	
南廻山ハイツ	東出雲町揖屋	12	木造2F	H10	

※構造「簡平屋」:簡易耐火構造平屋建 「簡2階」:簡易耐火構造2階建

(3) 特定公共賃貸住宅設置状況

(令和5年4月1日現在)

住宅名	所在地	総戸数	構造	竣工年度	備考
チェリーハイツしまね(I・II号棟)	島根町大芦	12	耐火3F	H5～H6	
小浜アパート(1号棟) 小浜アパート(2号棟)	東朝日町	52	耐火11F 耐火6F	H13 H11	

7. 河川

(河川課)

市が管理する河川等の現況

(令和5年4月1日現在)

河川種別	分類・区間	箇所数	延長(km)	備考
準用河川	一級・二級河川以外の河川で市長が指定したもの	4	3.65	河川法第100条
米子川	北田川分派点から京橋川合流点まで	1	0.79	S53.7.12指定
田町川	北田川分派点から京橋川合流点まで	1	0.84	S53.7.12指定
城山内堀川	北田川分派点から城山西堀川合流点まで	1	0.57	H6.2.10指定
ナメラ川	鹿島町手結1713-1地先から1222-1地先まで	1	1.45	H9.3.17指定
普通河川	河川法その他特別法の適用又は準用がない河川	336	306	市普通河川管理条例
合計		340	310	

(注) 普通河川の箇所数・延長は、市河川台帳に基づく数値（雨水渠は、上下水道局管理施設のため未計上）

8. 大橋川改修

(大橋川治水・国県事業推進課)

昭和47年7月の梅雨前線豪雨により、宍道湖水位が2.36mに達し、本市においては約20,000戸の家屋が浸水、耕地約2,000haが長期にわたり冠水する被害にあった。この洪水を契機に、流域住民が安心して暮らすことができるよう、斐伊川・神戸川治水事業が進められているところである。

【これまでの経過】

昭和47年7月	梅雨前線豪雨（約2万戸の家屋浸水、耕地約2,000ヘクタールが長期にわたり冠水）。
昭和50年10月	島根県知事が「斐伊川・神戸川の治水に関する基本計画」を県議会で発表。
昭和51年7月	建設省が「斐伊川水系工事実施基本計画」を策定。
昭和56年3月	松江市議会は、流域市町村の中で一番に大橋川改修の治水計画に同意を決議。
昭和57年6月	建設省は、矢田地区で大橋川拡幅に関する実施測量に着手。
10月	鳥取県は、下流(中海)への洪水量増大の懸念から大橋川改修の中止を要請。大橋川改修の中断。
昭和58年4月	斐伊川放水路事業着手。
昭和59年7月	鳥取県は、島根県に人道的見地から「大橋川矢田地区の用地取得と家屋移転を了承」。以後、平成6年3月までに24戸の家屋移転と約7,200㎡の用地買収を完了。
昭和61年4月	志津見ダムの建設事業着手。
平成3年4月	尾原ダムの建設事業着手。
平成14年4月	国土交通省は「斐伊川水系河川整備基本方針」を策定。
12月	農林水産省が宍道湖・中海の淡水化中止を決定。
平成18年7月	梅雨前線豪雨 松江市街地の広範囲で2日間にわたり浸水(約1,500戸の家屋浸水)。
平成21年2月	国土交通省は、『斐伊川水系河川整備基本方針』を変更。環境調査最終とりまとめ(鳥取同意条件)。
5月	森山堤防開削完了(鳥取同意条件)。
11月	島根、鳥取両県や沿岸5市町が、中海護岸整備の最終方針を了承(鳥取同意条件)。
12月	大橋川改修事業着手について島根・鳥取両県知事が合意。
平成22年9月	国土交通省は、『斐伊川水系河川整備計画』策定。
平成23年6月	志津見ダム完成。
8月	大橋川改修事業、29年ぶりの再開(中流部北岸、追子地区築堤工事着手)。
平成24年3月	尾原ダム完成。
平成25年6月	斐伊川放水路完成。
平成27年1月	天神川(上流部)水門完成。
令和3年9月	追子地区堤防工事 暫定完成。
令和3年9月	上追子川排水機場 完成。

【大橋川改修の推進】

平成 22 年9月改正河川法に基づく「斐伊川水系河川整備計画」が策定され、おおむね 20 年間の事業工程が示された。

この整備計画は、昭和 47 年洪水が再び発生した場合においても、家屋浸水を防止することを目標としている。大橋川改修は、様々な課題が絡み合い昭和 57 年以降中断していたが、この整備計画に基づき平成 23 年8月に追子地区の築堤工事に着手し 29 年ぶりに再開された。平成 27 年1月には、宍道湖からの洪水を遮断する天神川(上流部)水門が完成し、橋南地区の治水安全度が向上した。現在、上追子地区・東津田地区をはじめとする各地区で、築堤工事や水門・樋門工事が進められているほか、大橋川改修に伴う市道改良などの関連事業も進められている。このほか、多くの家屋移転を伴う拡幅部の朝酌、白潟地区では、用地補償協議に伴う家屋移転が進んでいる。あわせて、関係者の生活再建や地域振興策、周辺のまちづくりについても、検討を進めている。

特に、上流拡幅部(白潟地区)については、平成 25 年4月策定の「大橋川周辺白潟地区水辺空間とまちづくりの基本計画」、及び令和 2 年度策定の「白潟地区都市再生整備計画」に基づき、各種の基盤整備を行う。

なお、大橋川改修にあたっては、治水、環境、景観、水辺の利活用、周辺のまちづくりなど様々な視点から検討する必要があることから、平成 21 年3月には「大橋川周辺まちづくり検討委員会」より、美しい景観や伝統的な歴史・文化を備えたまちづくりについてまとめた「大橋川周辺まちづくり基本計画」が示された。この計画の基本理念や「大橋川景観形成計画」に基づいて、大橋川改修を契機とした水辺の景観・利活用について市民との意見交換を重ねながら、より良い水辺空間の創出に向けて国、県と一体となって取り組んでいく。

また、松江市街地の内水対策についても、大橋川改修と両輪で実施する必要があることから、「斐伊川水系宍道湖東域河川整備計画」が平成 27 年3月に策定され、令和 3 年9月には上追子地区で内水排除機能が向上したポンプ場が整備された。雨水排水施設の整備なども、大橋川改修と調整を図りながら早期に工事着手できるよう推進する。

9. 公園緑地

(公園緑地課)

(1) 都市公園等の現況

(令和 5 年4月1日現在)

公園種別	分類内訳	箇所数(箇所)	面積 (ha)
都市公園	都市公園法に基づき設置公告した公園	157	215.06
街区公園	街区内に居住する者の利用に供する公園	87	19.15
近隣公園	近隣に居住する者の利用に供する公園	4	13.48
地区公園	徒歩区域内に居住する者の利用に供する公園	1	3.48
総合公園	都市住民全般の総合的な利用に供する公園	4	76.80
運動公園	都市住民全般の主に運動の利用に供する公園	2	45.70
歴史公園(特殊公園)	歴史的な史跡の保存を目的とする公園	3	24.83
植物公園(特殊公園)	植物の生育地の保護を目的とする公園	1	3.46
墓園 (特殊公園)	墓地の保全を目的とする公園	1	14.30
風致公園(特殊公園)	風致の享受の用に供することを目的とする公園	1	0.60
都市緑地	都市自然環境の保全改善、景観向上を図る緑地	38	3.34
広場公園	商業・業務系地域の景観向上・休息利用の公園	12	5.77
緑道	都市生活の安全性・快適性の確保等を図る緑道	3	4.15
特定地区公園(カントリーパーク)	農村漁村地域の生活環境向上を目的とする公園	2	15.87
普通公園	公園面積や用途が都市公園要件外となる公園	190	12.05
開発行為による公園	開発事業者が設置し市の帰属となった公園	161	4.47
地域改善対策による公園	同和対策法に基づく地域環境改善による公園	5	0.68
その他の公園緑地	特定地域において政策的に市が設置した公園	16	6.52
市立児童遊園地	児童福祉法に基づく児童厚生施設として設置	8	0.38
公園の合計		349	242.98
その他の公園	都市公園又は普通公園以外の公園	120	22.51
農山漁村公園	農業・漁業関連事業に伴い設置された公園	51	18.08
自治会等管理の児童遊園地等	設置及び管理運営は自治会等で実施	69	4.43
総 計		469	265.49

(注) 都市公園の近隣公園箇所数は、松江湖畔公園を1公園として計上している。